

令和8年3月31日

碧南市職員の処分について

職員の懲戒処分を行ったので、碧南市職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

1 会計年度任用職員が起こした交通事故

処分に係る職員の所属、職及び年齢	市民病院看護部 会計年度任用職員 (50代)
処分の内容	戒告
処分事由	地方公務員法第29条第1項第1号(法令遵守)及び第3号(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)に該当するものとして処分を行った。
処分対象となった事実	被処分者は、令和7年10月16日(木)午前7時15分頃、通勤途上において、安城市北山崎町の信号・標識なしの農道を自家用車で直進中に、安全運転義務を怠り右側から交差点を直進する自転車との交通事故を起こし、相手方に傷害を負わせた。 本事案は、交通違反点数は8点の人身事故で、処分対象者の安全運転義務違反によるものであり、本市が定める「碧南市職員の交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準」に該当する行為である。
処分年月日	令和8年3月31日
その他	地方公務員法に規定する懲戒処分以外の処分 ◇監督責任 被処分者の管理監督者を口頭注意とした。

《問合せ等》

碧南市役所秘書課人事係 0566-95-9862 (直通)